令和8年度

廃棄物管理責任者講習

すみだ清掃事務所
啓発指導係



ごみ減量・3R推進キャラクター
「すみにゃーる」

第1章　法令根拠

① 循環型社会形成推進のための法体系

② 事業者の責務

③ 事業用大規模建築物について

④ 事業用大規模建築物の所有者の責務

⑤ 廃棄物管理責任者の責務と役割

第1章

① 循環型社会形成推進のための法体系

環境基本法

循環型社会形成推進基本法
社会の物質循環の確保・天然資源の消費の抑制・環境負荷の低減

清掃
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

リサイクル
資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）

これらの法律に基づき、墨田区でも条例を定めています。

「墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例」

第1章

② 事業者の責務

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）　**第3条**
墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例　第10条

廃棄物処理法第3条（条例でも同じ内容を定めています。）

第1項	**自らの責任** で	**適正に** 処理
第2項	**再生利用等** を行う	**減量** に努める
第3項	国及び地方自治体の	**施策に協力**

責任はいつまであるのか？　➡　**最終処分**されるまで

※ 廃棄物処理の委託契約を結んだ場合でも、処理責任が無くなるわけではありません！

③　事業用大規模建築物とは

墨田区廃棄物の減量及び処理に関する規則　第16条

事業用途に供する部分の床面積の合計が

1,000平方メートル以上の建築物

（オフィスビル、工場、病院、学校 など）

④ 事業用大規模建築物の所有者の責務

墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例　第29条

第1項	所有者は	**再利用等を促進**し、**減量**を図る。
第2項	〃	**廃棄物管理責任者**を選任する。
第3項	〃	**再利用計画**を作成する。
第4項	〃	**再利用対象物保管場所**を設置する。
第5項	占有者は	**減量**について、**所有者**に協力する。
第6項	建設者は	**再利用対象物保管場所**を設置する。

第4項は**努力**、第6項は**義務**となっています。

⑤ 廃棄物管理責任者の責務と役割

墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例　第29条

条例上の規定を基にして考えると…

❶ 事業系廃棄物の**減量及び適正な処理**に関する業務

❷ **再利用計画書**に定めたことの実施

具体的に行っていくことを考えると…

❶ 事業系廃棄物の**種類・排出量の把握**

❷ 自社・テナントへの**指導・啓発・教育**

❸ 減量化・リサイクルのための**体制・環境づくり**

具体的な行動内容について、見ていきたいと思います。

● 再利用計画書の提出

提出期限：毎年5月31日まで

対象　：　大規模建築物の所有者

内容　：　廃棄物の種類

過去1年間の廃棄量・資源化量

これから1年の排出計画量

廃棄物管理責任者を選任（変更）するとき

↳ 廃棄物管理責任者選任届を提出

再利用計画書（様式）



第6号様式(表)

年　月　日

事業用大規模建築物における再利用計画書

墨田区長　あて

建築物の名称
建築物の所在地
所有者の住所
所有者の氏名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例第29条第3項の規定により、事業用大規模建築物における　年度の再利用計画書を下記のとおり提出します。

記

建築物の概要

地上　階、地下　階　事業用延べ床面積　㎡	建築物の用途
複数の建築物を一括して提出する場合の建築物名称等（下4行に記入）	事務所　社　㎡
建築物の名称：	店舗（飲食店を除く。）　店　㎡
建築物の所在地：	飲食店・ホテル・式場　店　㎡
階数（地上・地下）：	工場・研究施設　所　㎡
事業用延べ床面積：	倉庫・流通センター　所　㎡
当該建築物を使用している事業者の名称（別紙添付可）	医療機関　所　㎡
	その他（　）　㎡
	住宅　世帯　㎡
	共用部分
	計　㎡
在館人員　従業員（テナント従業員を含む。）　人　計　人	
来客者（通学者を含む。）　人	

廃棄物の種類	廃棄物収集運搬業者	許可番号	持込先	ごみ減量及び再利用の現況

再生資源の種類	再生資源回収業者	持込先

今年度の目標	廃棄物管理責任者
1　今年度計画と前年度実績とを比較して増減した理由	選任年月日　年　月　日
2　ごみ減量及び再利用についての今年度の目標	会社名 所在地・郵便番号
3　今後の具体的取組について	所属名・職名 氏名・ふりがな 電話番号　（　） （内線）

（A4）

● 廃棄物の収集・運搬、処理の委託基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律
第6条の2第6項、第7項、第12条第5項～第7項

産業廃棄物の収集・運搬、処理について

東京都の産業廃棄物収集・運搬、産業廃棄物処理の許可を受けている業者に委託をすること

産業廃棄物とは・・・事業活動に伴って生じた廃棄物であって、燃え殻・汚泥・廃油・廃アルカリ・廃プラスチックなどあらゆる事業活動に伴うもの13 種類と、特定の事業活動に伴うもの7種類の計20種類の廃棄物をいいます。

一般廃棄物の収集・運搬、処理について

墨田区の一般廃棄物収集・運搬、一般廃棄物処理の許可を受けている業者に委託をすること

一般廃棄物とは・・・産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。

● 廃棄物処理契約を結ぶ際の抑えておくべきポイント

★ 許可の有無･内容をしっかりと確認しましょう！！

排出場所と搬入処理施設が所在する自治体の許可証を提示してもらいましょう。
委託する廃棄物の種類、量、作業内容について、許可業者が請け負える許可を有しているか確認してください。無許可の業者への委託は法律で禁止されています。

★ 適正な処理料金で契約をしましょう！！

一般廃棄物処理業者が収集･運搬並びに処分を行う場合、区が条例で定める手数料額を超えて処理料金を受け取ることを、法令で禁止しています。

東京23区（特別区）における一般廃棄物の処理料金の上限

1ｋｇあたり　46円（消費税を含む）となっています。

● 分別の徹底をして ごみ減量・資源化に協力

資源になるものはしっかり分別をして、リサイクルに回しましょう！！



古紙
（新聞・雑誌など）



缶（アルミ・スチール）



ビン類



ペットボトル

自販機で購入した飲料容器は、ベンダーが回収を行っている場合もあります。

事業系廃棄物の多くは 紙類 です！！

新聞、ダンボール、雑誌、コピー用紙、紙パック、ミックスペーパーなど種類ごとに分別して、リサイクル事業者に回収を依頼してください。

ミックスペーパーとは・・・名刺・封筒・メモ用紙・付箋紙・お菓子の箱などの紙類

● 個別物品の特性に応じた主なリサイクル法

容器包装リサイクル法 ⇒ 事業者にリサイクル義務のあるもの
ガラスびん・ペットボトル・紙製とプラスチック製の容器包装

家電リサイクル法 ⇒ 対象品目
エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

食品リサイクル法 ⇒ 飼料・肥料にする食品循環資源
油脂・エタノール・メタン再生利用　など

建設リサイクル法 ⇒ 解体や建設で発生した木材・アスファルト・コンクリートを
受注者は再資源化や焼却による量の縮減を行う

自動車リサイクル法 ⇒ 自動車の廃車に伴って、車両からエアバック・フロン類などを
回収し、再資源化を行う

● ごみ減量とリサイクルの取り組みによるメリット

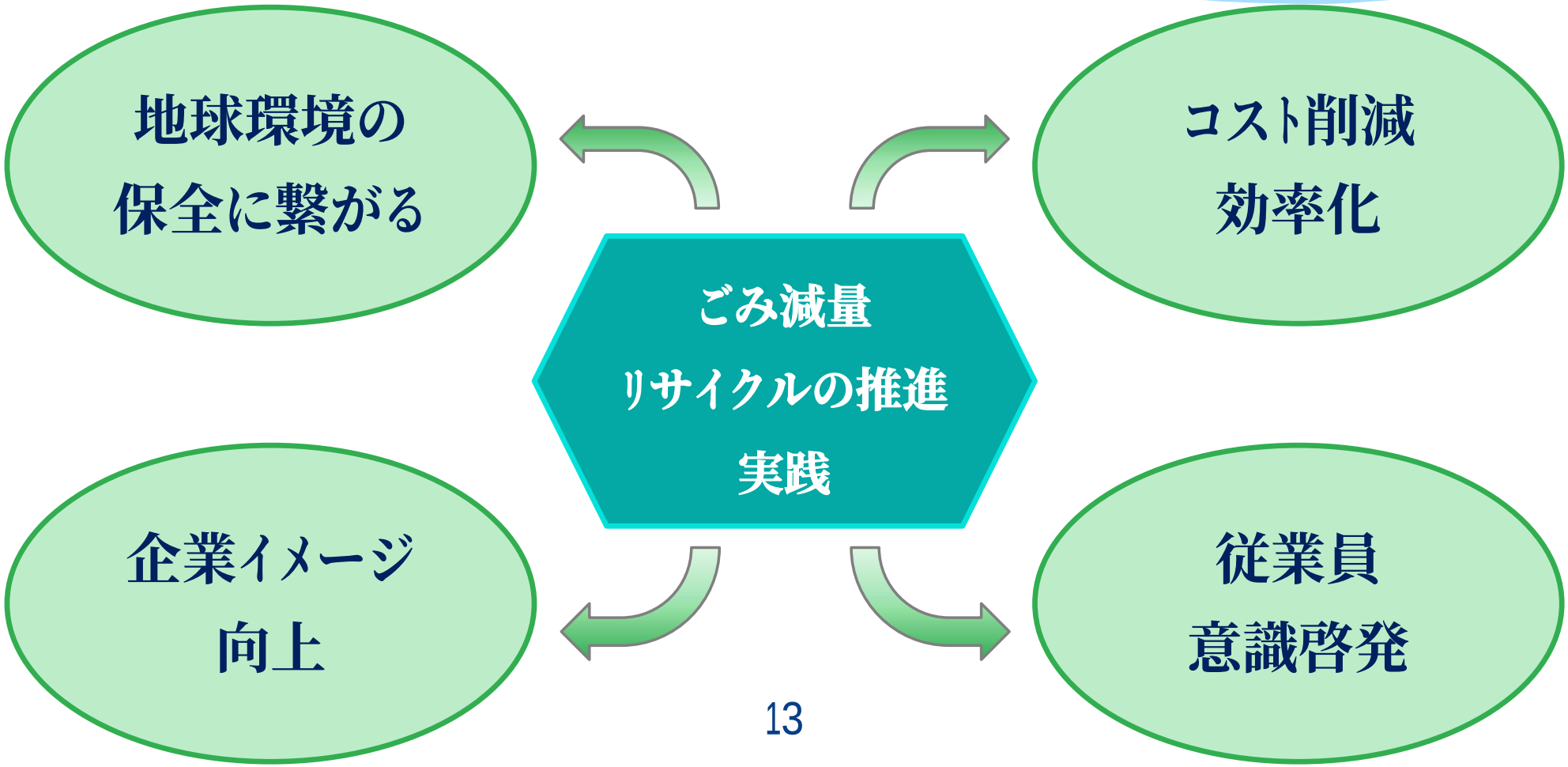

● 立入調査の実施･立会い

提出いただいた「再利用計画書」に基づき立入調査を実施します。
その際、廃棄物管理責任者には立会いをお願いします。

【立入調査の内容】

項目1　廃棄物の適正な分別･処理について

項目2　ごみ減量･リサイクルの推進状況について

項目3　廃棄物保管場所の状況について

項目4　契約書･マニフェストなどの帳票確認

第2章　廃棄物の種類

① 廃棄物の区分

② 産業廃棄物について

③ 事業系一般廃棄物について

① 廃棄物の区分

家庭から出る廃棄物と、会社から出る廃棄物は、分別が異なりますので、注意してください！！
(廃プラスチックや一部の業種等から排出される紙ごみ、木くず等)

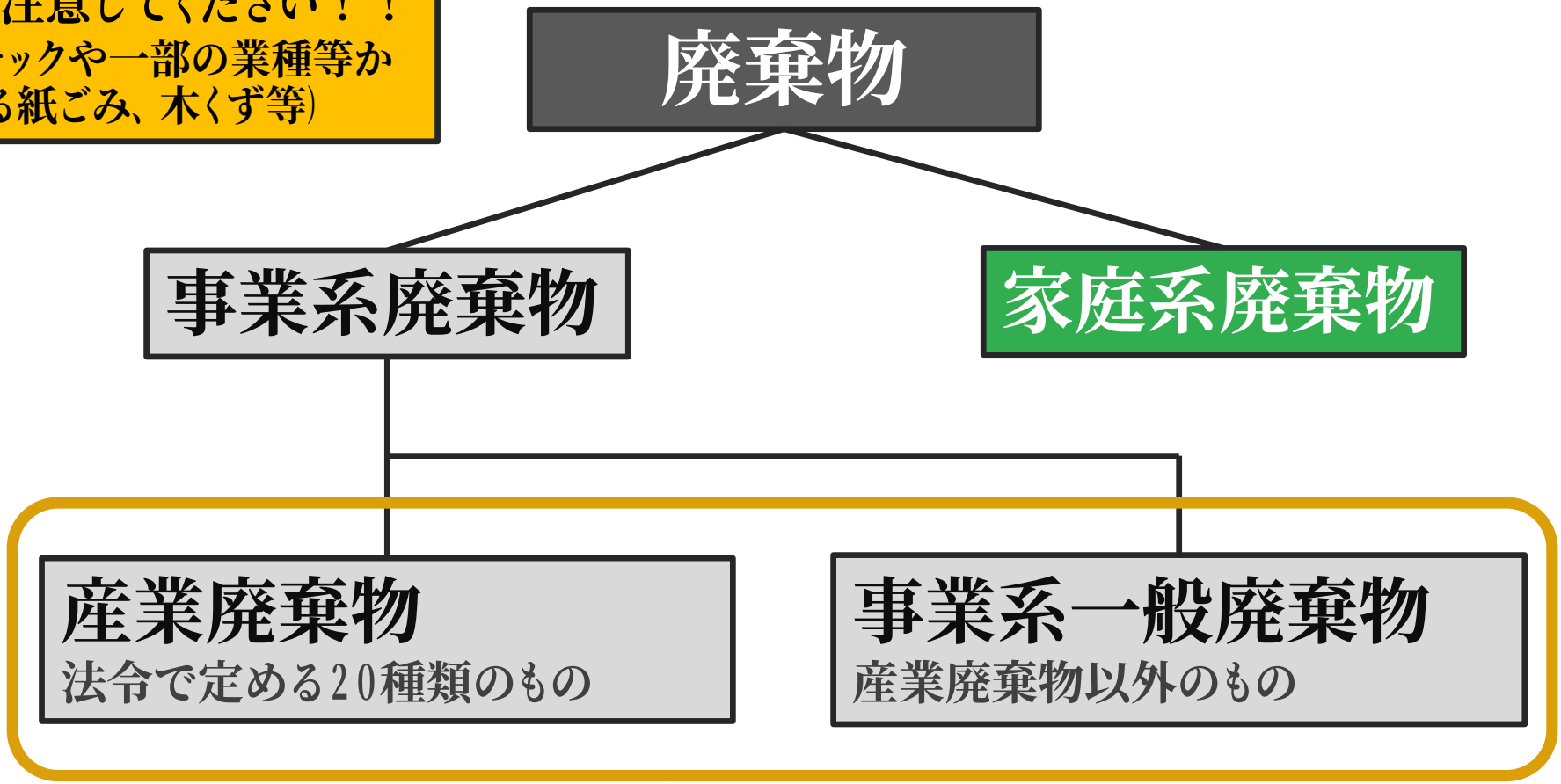

第2章

② 産業廃棄物について

あらゆる事業活動に伴うもの （12種類）

燃え殻	汚 泥	廃 油	廃 酸	廃アルカリ
廃プラスチック類	ゴムくず	金属くず	がれき類	
ガラス･コンクリート･陶磁器くず		鉱さい	ばいじん	

排出する業種等が限定されるもの （7種類）

紙くず	木くず	繊維くず	動物系固形不要物
動植物性残さ	動物のふん尿	動物の死体	

汚泥のコンクリート固形物など、上記19種類を処分するために処理したもので、
上記19種類に該当しないもの（1種類）

● 産業廃棄物の適正処理について

委託　：　**東京都**の許可を受けている業者に委託すること

契約　：　「**収集・運搬契約**」及び「**処分契約**」の 2通りの契約を結ぶ必要があります。

管理　：　排出量を問わず、**産業廃棄物管理票（マニフェスト）**の交付が義務付けられています。

（電子マニフェスト可）

産業廃棄物に関する詳細については・・・

東京都環境局　資源循環推進部　産業廃棄物対策課　指導担当　☎：03-5388-3586

排出者責任が強化されています！

事業者の排出者としての責任は法律で定められています

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、近年、排出事業者の責任が強化され、基準を守らない廃棄物の焼却、不法投棄を行った場合には、厳しい罰則が課せられることになりました。

マニフェスト（産業廃棄物管理票）制度

産業廃棄物にはマニフェストを交付し、回付を確認のうえ保存すること、さらに最終処分までの確認が義務づけられています。

措置命令規定の拡大

委託基準に違反した委託、マニフェストの交付義務違反、適切な処理料金を負担しなかった場合や不法投棄が追った場合、現状回復の措置命令の対象になります。

投棄禁止違反や措置命令違反などに対する罰則の強化

投棄禁止違反に対しては、5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこの併科（法人に対しては3億円）が課せられます。

第2章

③　事業系一般廃棄物について

事業系一般廃棄物とは・・・

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、

産業廃棄物の２０種類**以外の**廃棄物

● 事業系一般廃棄物の適正処理について

委託　：　**墨田区**の許可を受けている業者に委託すること

契約　：　「**収集・運搬契約**」契約を結ぶ必要があります。

※　清掃工場ではない、処分場で処分をする場合は、「処分契約」の2通りの契約が必要になります。

管理　：　以下の2つに該当する場合は、**一般廃棄物管理票（マニフェスト）**の交付が義務付けられています。

- 一日平均100kg（月平均 3t）以上排出する事業者
- 区長の指定する処理施設（清掃工場等）で処理する事業者

第3章　ごみ減量・リサイクルの取り組みについて

① 関係者連携

② ごみ量・資源化量の把握

③ 分別環境の整備

④ 3Rの実践

第3章

① 関係者連携



廃棄物管理責任者だけでは、ごみ減量
リサイクル向上にはつながりません！！

そこで大事になるのが・・・

① テナント会議などでの周知

② ごみ分別に関する研修

③ 広報用チラシを作成

など

全体で**連携**を図り、理解
をしていく必要があります！！

第3章

② ごみ量・資源化量の把握

フロアやテナントごとにどれだけごみを出しているか、
資源に回しているかを把握しましょう！



各テナントごとで排出する量を図ることで、
日ごろからごみを減らす意識をつけていく
効果があります。

持ち込んだごみを保管庫で計量し、テナントごとにごみ量を集計しています。

第3章

③　分別環境の整備

分別方法を明確に表示したり、

細かくごみ箱を用意するとより効果的です！

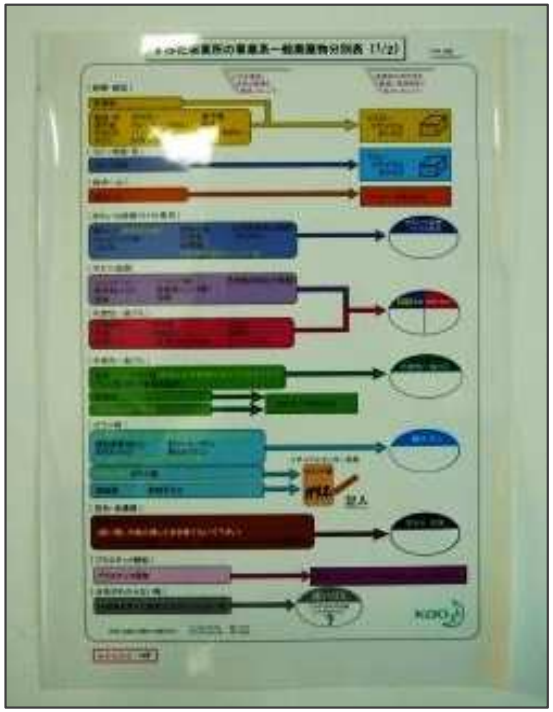





分別環境を整備することで、テナントや従業員の意識も高まります。

“手元からの分別”を心掛けることも重要です。

④　3Rの実践

❶ Reduce　リデュース（発生抑制）

ごみになるものを減らしましょう！！

❷ Reuse　リユース（再使用）

使い終わったものを捨てないで、繰り返し使いましょう！！

❸ Recycle　リサイクル（再生利用）

もう一度資源として活かして使いましょう！！



● コピー用紙で例えると・・・

❶ Reduce　リデュース（発生抑制）

ミスプリントを減らし、用紙の購入量を抑える。

❷ Reuse　リユース（再使用）

ミスプリントなどは、裏面印刷に利用する。



❸ Recycle　リサイクル（再生利用）

裏面印刷までしたものは、分別して再生利用する。

第4章　書類の記載方法

① 再利用計画書

② 廃棄物管理責任者選任届

① 再利用計画書 (表上段)

墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例第29条第3項

年　月　日

事業用大規模建築物における再利用計画書

墨田区長　様

建築物の名称

建築物の所在地

所有者の住所

所有者の氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例第29条第3項の規定により、事業用大規模建築物における　　年度の再利用計画書を下記のとおり提出します。

記

建　築　物　の　属　性

地上　　階　地下　　階　事業用延床面積　　㎡		建築物の用途	
複数の建築物を一括して提出する場合の建築物名称等（下４行に記入）			
建築物の名称		事務所	社　㎡
建築物の所在地		店舗（飲食店を除く）	店　㎡
階数（地上・地下）		飲食店・ホテル・式場	店　㎡
事業用延床面積		工場・研究施設	所　㎡
当該建築物を使用している事業者の名称（別紙添付可）		倉庫・流通センター	所　㎡
		医療機関	所　㎡
		その他（　　）	㎡
		住宅	世帯　㎡
在館人員　従業員（テナント従業員含む）　人	計	共用部分	㎡
外来者（通学者を含む）　人	人	計	㎡

建物名称･所在地
所有者情報を記入
してください。

建物に関する情報を記入
してください。
・ 階数、面積
・ テナント情報
・ 従業員数　　など

第4章

① 再利用計画書 (表下段)

各廃棄物･資源物の回収業者や最終処分先に関する情報を記入してください。

廃棄物の種類	廃棄物収集運搬業者	許可番号	持　込　先

再生資源の種類	再生資源回収事業者	持　込　先

ごみ減量及び再利用の状況

現在のごみ減量･再資源化推進に関する取組内容を記入してください。

今年度の目標	廃棄物管理責任者
1　今年度計画と前年度実績を比較して増減した理由 2　ごみ減量及び再利用についての今年度の目標 3　今後の具体的取り組みについて	選任年月日　　年　　月　　日 会社名 所在地・郵便番号 所属名・職名 氏名・ふりがな 電話番号 内線：

今年度のごみ減量･再資源化推進に関する目標、具体的取り組み
廃棄物管理責任者情報を記入してください。

① 再利用計画書 (裏：実績欄)

種類			年度区分	前年度実績（　年4月～　年3月　） 発生量 (A)	処理区分 再利用量(B)	処理区分 廃棄量(C)	再利用率 (B÷A×100)
事業系廃棄物	可燃物	紙類（再生利用物）	コピー・ＯＡ用紙	. t	. t	. t	. %
			（内、機密文書）	. t	. t	. t	. %
			雑誌・パンフレット・色付き紙	. t	. t	. t	. %
			新聞紙・折込チラシ	. t	. t	. t	. %
			段ボール	. t	. t	. t	. %
			その他の紙類	. t	. t	. t	. %
			紙類　計	. t	. t	. t	. %
		厨芥（茶殻、残飯等の生ごみ）		. t	. t	. t	. %
		木・草・繊維等		. t	. t	. t	. %
		小　計		. t	. t	. t	. %
	不燃・焼却不適物	再生利用物	飲食用びん類	. t	. t	. t	. %
			飲食用缶類	. t	. t	. t	. %
			ペットボトル	. t	. t	. t	. %
			食用油	. t	. t	. t	. %
		（ア）その他		. t	. t	. t	. %
		小　計		. t	. t	. t	. %
	（イ）特定の事業活動に伴う可燃物			. t	. t	. t	. %
総　合　計				. t	. t	. t	. %
備考	数量については、小数第２位を四捨五入し、小数第１位までの表示にしてください。						

廃棄物の種類ごとに前年度の発生量、再利用量、廃棄量の実績を記入してください。

再利用率の計算については、【再利用量÷発生量×100】でパーセンテージを記入してください。

① 再利用計画書 (裏：計画欄)

種類			年度区分	今年度計画（　年4月～　年3月　） 発生量(D)	処理区分 再利用量(E)	処理区分 廃棄量(F)	再利用率 (E÷D×100)	対前年度（今年度計画－前年度実績） 発生量の増減 (D－A)	再利用の増減 (E－B)	廃棄量の増減 (F－C)
事業系廃棄物	可燃物	紙類（再生利用物）	コピー・ＯＡ用紙	. t	. t	. t	. %	. t	. t	. t
			（内、機密文書）	. t	. t	. t	. %	. t	. t	. t
			雑誌・パンフレット・色付き紙	. t	. t	. t	. %	. t	. t	. t
			新聞紙・折込チラシ	. t	. t	. t	. %	. t	. t	. t
			段ボール	. t	. t	. t	. %	. t	. t	. t
			その他の紙類	. t	. t	. t	. %	. t	. t	. t
			紙類　計	. t	. t	. t	. %	. t	. t	. t
			厨芥（茶殻、残飯等の生ごみ）	. t	. t	. t	. %	. t	. t	. t
			木・草・繊維等	. t	. t	. t	. %	. t	. t	. t
			小　計	. t	. t	. t	. %	. t	. t	. t
	不燃・焼却不適物	再生利用物	飲食用びん類	. t	. t	. t	. %	. t	. t	. t
			飲食用缶類	. t	. t	. t	. %	. t	. t	. t
			ペットボトル	. t	. t	. t	. %	. t	. t	. t
			食用油	. t	. t	. t	. %	. t	. t	. t
		（ア）その他		. t	. t	. t	. %	. t	. t	. t
		小　計		. t	. t	. t	. %	. t	. t	. t
	（イ）特定の事業活動に伴う可燃物			. t	. t	. t	. %	. t	. t	. t
総　合　計				. t	. t	. t	. %	. t	. t	. t

廃棄物の種類ごとに今年度の発生量、再利用量、廃棄量の計画を記入してください。

再利用率の計算については、実績と同様です。

廃棄物の種類ごとに今年度の発生量、再利用量、廃棄量の差を記入してください。

① 再利用計画書 （フロー図）

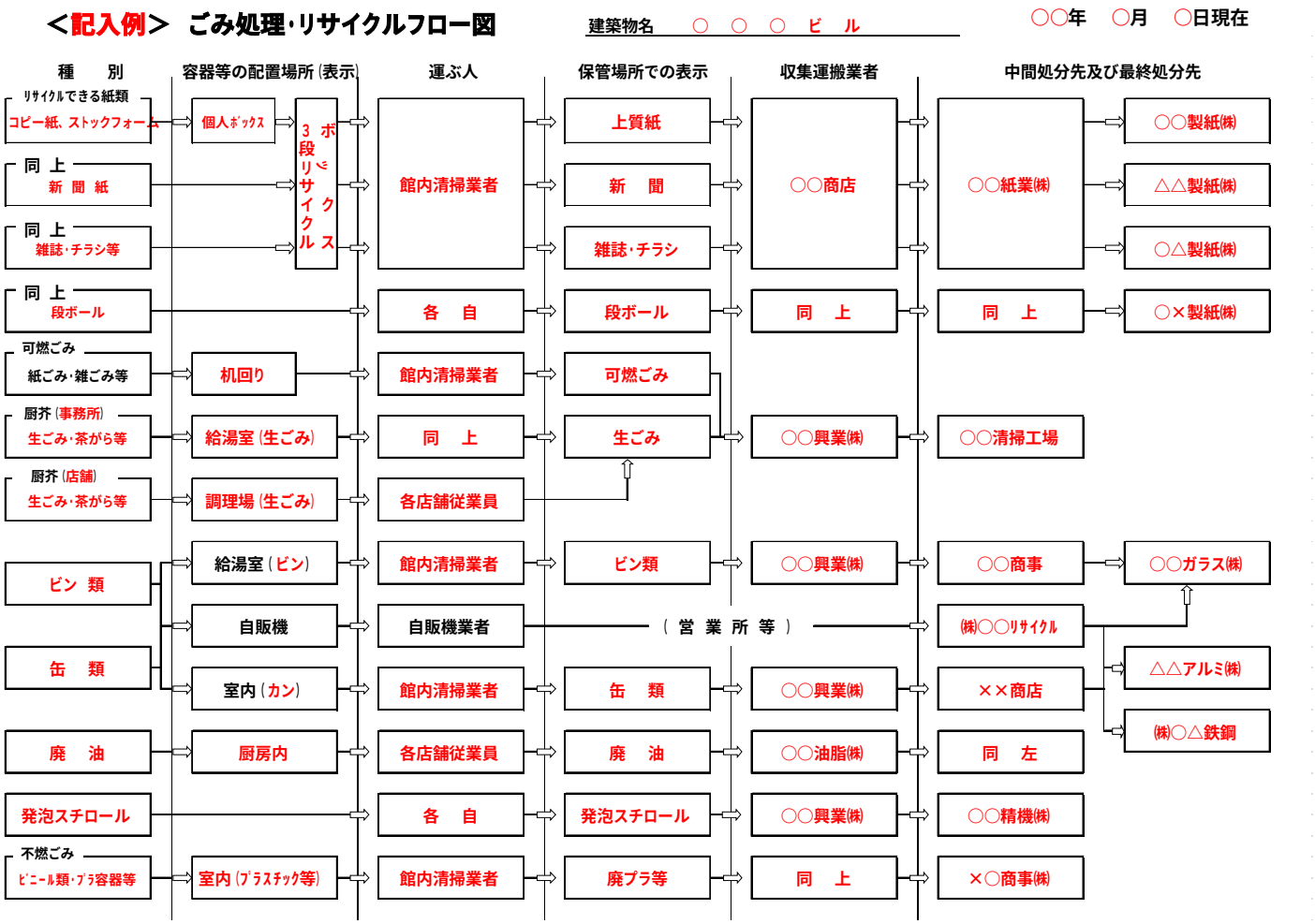

廃棄物の種類ごとに処理の流れ・経路を記入してください。

② 廃棄物管理責任者選任届

墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例第29条第2項
墨田区廃棄物の減量及び処理に関する規則第17条

年　月　日

廃棄物管理責任者選任届

墨田区長　様

建築物の名称
建築物の所在地
所有者の住所
所有者の氏名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

事業用大規模建築物における廃棄物管理責任者を選任したので、墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例第29条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

選任年月日		年　月　日
新任者	会社名	
	所在地	〒
	所属名・職名	
	ふりがな	
	氏名	
	電話番号	（　　）　　（内線）
前任者	氏名	
事由		人事異動のため その他

建物名称・所在地
所有者情報を記入

選任される廃棄物責任者の情報
を記入してください。

選任されてから
30日以内に届出をしなければなりません。
人事異動等に注意してください。

※区ホームページから届出が行えるようになりました。

● 提出書類について

墨田区のホームページからExcel版がダウンロードができます。

「墨田区　事業用大規模建築物」

で検索ください。

なお、毎年3月下旬に提出書類一式を郵送にて送付しています。

● ごみの分別について、お願い

ごみを正しく分別していくためには、

「手元から」の分別 をするように心掛けてください。







令和8年11月

すみだ清掃事務所　啓発指導係